

立命館大学体育会剣道部 部則

第一章 総則

(名称)

第1条 本剣道部は立命館大学体育会剣道部と称する。

(所在地)

第2条 本剣道部の所在地は京都府京都市北区等持院北町56-1に置く。

(目的)

第3条 本剣道部は、立命館大学体育会に属し、立命館大学体育会剣道部規範に則り、「剣道を通じて、自らの未来を切り拓く修養の場」として存在し、広く国家社会に貢献するとともに、地球市民として国際的に活躍できる、正義と倫理をもった人間の育成に努める。

第二章 組織

(組織)

第4条 本剣道部は立命館大学体育会に属し、本学生剣道部員により、構成される。

(部員資格及び入退部)

第5条 本剣道部部員とは、本学に属し、本剣道部の規範、並びに心構え、本剣道部の活動内容に同意できる者とする。本剣道部への入部希望者は、本人が署名、捺印をした入部届及び本剣道部部則厳守の誓約書を部長に提出し、受理されることにより入部が認められる。また、本剣道部の退部希望者は、退部理由を明確に記載の上、本人が署名、捺印した退部届を部長に提出し、部長、幹部、指導陣で協議の結果、了承されることにより退部が認められる。

(休部及び復部)

第6条 何らかの理由により休部を希望する者は、理由・期日を明確に記載の上、本人が署名、捺印した休部願を部長に提出し、部長、幹部、指導陣で協議の結果、了承されることにより休部が認められる。尚、休部した者で復部を希望する者は、本人が署名、捺印し

た復部願を部長に提出し、部長、幹部、指導陣で協議の結果、了承されることにより復部が認められる。

第三章 役職

(役職)

第7条 本剣道部には以下の役職を置く。4回生が幹部としての自覚と責任を持ち、本剣道部を運営していく。

1 主将 2 副主将 3 主務 4 会計 5 会計監査 6 統制 7 書記 8 道場主任 9 関西学連
10 京滋学連 11 体育会本部 12 副務

役職に関しては指導陣、幹部話し合いの下決定するとし、また、必要に応じて幹部、指導陣協議の下、役職の増加も検討する。

第四章 会計

(部費)

第8条 立命館大学体育会剣道部の全部員は、部の必要活動経費の源泉として、毎月一定額の部費を納める義務を負う。但し、主務は、主務活動の補助として、部費を免除される。支払日は、原則毎月第1週の土日とし、支払えない者は理由を明確に示した上で会計の承認の下、振替期限日を第3週目の土日までとする。

(遠征費、合宿費)

第9条 原則とし前払いとし、会計が定める支払期限内に支払う。

(滞納)

第10条 第8条及び第9条における部費、遠征費、合宿費等が支払えない者は、一人一件まで支払計画書の提出により延納を認めるものとする。支払計画書は3ヶ月間の支払計画を明確に示し、本人が署名、捺印するものとする。申請後、指導陣、会計が内容を審理し、両者の署名・印により、有効とする。両者は、その支払計画に対する監督責任を負い、主に会計が支払監督を行う。支払計画書は、会計が厳重に保管し、管理する。計画支払中の繰り越し申請は認めない。

第11条 前条における支払計画書による延納者が計画終了時に、完済できなかった場合、その滞納額が3万円以下である場合は、支払計画書の延長を3ヶ月迄認めるものとする。もし滞納額が3万円超である場合は個人による支払能力がないとし、原則学籍で定められ

た保証人（家族、親類など）に、会計の立会いのもと、本人から連絡をさせ、返済相談を行う。また、申請 2 回目で完済できなかった者にも同じ処置を行い、指導陣、会計による面談を行う。

（卒部者・退部者の滞納に関する措置）

第 12 条 卒部者・退部者は卒部時・退部時に滞納を完済するものとする。もし完済できない場合は支払計画書の提出を義務付け、完済するまで請求するものとする。尚、支払いが滞るなどの問題が生じた場合、電話等での請求を行った上、必要に応じては指導陣、会計による面談への出席を義務づける。

（制度開始時の経過措置）

第 13 条 現滞納高額者（3 万円以上）には 2013 年 3 月までに、完済、減額を条件とし、以後この制度を適用する。できない者に対し、保証人への連絡処置を行う。上記を除く部員には、制度成立後、適用を開始する。

第五章 部活動

（稽古）

第 14 条 主将・副主将が中心となってメニューを考案し、指導陣に相談・承認のもと、稽古を行う。

（合宿・遠征）

第 15 条 合宿は原則として年 3 回（春季合宿・夏季合宿・道場合宿）を行うものとする。この他、幹部が協議の結果、合宿を行う必要があると判断した場合、部長・指導陣に相談・承認の下、行うものとする。遠征については、幹部で協議の上、指導陣に相談・承認の下、決定する。

（出席）

第 16 条 部活動への参加（ミーティングを含む）は体育会生の義務であり、特別な理由がない限り、欠席は認めない。但し、部としての公務については公務欠席とする。特別な理由としては、授業、補講、就職活動、教育実習、体調不良、事故、その他大学で公欠が認められているもの、また、家族、親類、知人等で出席が必要な冠婚葬祭等に関しては幹部が認めたものとし、それ以外の理由による欠席は無断欠席とする。

（欠席）

第 17 条 事前に欠席理由を記載した欠席届を提出する。その際、幹部のサインを貰う。

また、補講の場合はキャンパスウェブの補講情報連絡と欠席届と同時に提出、また後日、補講で配布された講義レジュメもしくは講義メモ、ノートを統制に提出する。また、当日の欠席に関しては、急な体調不良で欠席する場合、稽古開始 30 分前までに統制へ電話連絡の上、病院へ行き、診断書もしくは領収書を提出する。

また、事故などに関しても、電話連絡の上、後日証明となるものを提出する。

(部外試合などによる欠席)

第 18 条 稽古を休んで出身校等への稽古へ行くことは原則認めない。試合に関しては指導陣、幹部で協議の上決定する。なお、「全日本剣道選手権大会予選・本選」「国民体育大会予選・本選」「全国都道府県対抗剣道大会予選・本選」に関しては原則許可する。

また、昇段審査の場合についても稽古等を欠席し、受験することは、原則認めない。(できるだけオフ中に行くようにする) 但し、昇段審査による欠席が 1 日以内である場合には、幹部で協議の上、決定する。

(遅刻)

第 19 条 遅刻とは、稽古の場合においては、稽古開始時(太鼓がなった時)に胴着に着替えられていないこと。(稽古の準備が出来ていないこと)を指し、その他の場合においては、指示された集合時間に集合場所にいないことを指す。なお、遅刻が 30 分を経過した場合には、無断欠席扱いとする。但し、電車の遅延に関しては遅延証明を持参し、証明することにより、特別に認める。また、試合当日の遅刻に関しては試合へ出場は原則認めない。

(正装)

第 20 条 式典・団体行動時の服装として、部員は正装を着用すること。正装は、男子は剣道部所定の紺のブレザー(部バッジ着用)、グレーのズボン、白カッターシャツ、エンジのネクタイ、黒または白の靴下、黒のビジネスシューズとする。女子は紺のブレザー(部バッジ着用)、グレーのスカート、白カッターシャツ、エンジのネクタイ、ベージュのストッキング、黒のビジネスシューズとする。尚、夏季のみ白ポロシャツ(本剣道部の刺繍が入ったもの)を着用すること。

(髪型・装飾品)

第 21 条 長髪(男子のみ)・パーマ・茶髪等の染髪は禁止とする。体育会学生としてふさわしく清潔感のある髪型にすること。活動時のネックレス・ピアノ・イヤリング・指輪・ミサンガ等の装飾品は禁止とする。尚、スポーツ医療機器(パワーバランス等)においても稽古時には外すこと。

(喫煙)

第 22 条 試合場での喫煙は禁止とする。

第六章 懲戒

(遅刻者に関する懲戒)

第 23 条 遅刻者に関しては、その日の稽古を胴着、袴着用の上、見学（見取り稽古）することとし、稽古終了後、道場の掃除を行うとともに、「反省文」を翌日までに作成し、統制へ提出する。また、遅刻を三回行った者に関しては無断欠席扱いとする。

(無断欠席者に対する懲戒)

第 24 条 無断欠席者に対しては、最低 3 日間の練習停止処分（稽古には出席するが、見学と雑用、清掃を行う）とし、「反省文」を 2 日以内に作成し、統制へ提出する。その後 3 日以内に主将、統制、各学年代表と面談を設ける。また、無断欠席に対しては連帯責任をとり、その回生は該当者の練習停止がとけるまでは地域清掃（大学周辺）等の奉仕活動を行う。

(その他の懲戒)

第 26 条 第 23 条及び第 24 条における懲戒理由以外で、幹部が懲戒が必要だと判断した場合、口頭指導、道場掃除、練習停止、奉仕活動等の懲戒を与えることができる。但し、口頭指導、道場掃除以外の懲戒については、部長・指導陣との協議を必要とするものとする。

第七章 附則

(部則の変更)

第 27 条 不足を変更する際は、部長・副部长・指導陣・幹部で協議の上決定するものとする。

(施行)

第 28 条 本部則は 2013 年 1 月 1 日より施行する。